

# 徳島県小学校長会会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、徳島県小学校長会といい、事務局を徳島県教育会館内におく。

第2条 この会は、県小学校長の機能の向上、民主教育の振興を図り、平和国家の建設に寄与することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 郡市小学校長会の連絡提携に関すること
- 2 学校経営に関すること
- 3 教職員の研修に関すること
- 4 教育上必要な研究・調査
- 5 教育制度並びに教育行政に関すること
- 6 教職員の地位待遇に関すること
- 7 教育振興に関する世論の喚起
- 8 他団体との連絡提携に関すること
- 9 教育関係庁との連絡交渉に関すること
- 10 その他、この会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

第4条 この会は、徳島県各郡市小学校長会（以下「組織団体」という。）をもって組織する。

## 第3章 役 員

第5条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	4～5名	理 事	14名
会計監査	2名	事務局長	1名	会 計	1名
庶 務	1名				

第6条 会長、副会長、会計監査は総会において選出する。

理事は組織団体の中より互選する。

事務局長、会計及び庶務は会員の中より会長がこれを委嘱する。

第7条 会長は、この会を代表し会の運営に当たる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

第8条 会長、副会長、理事は理事会を構成する。

会計監査は、会計を監査する。

第9条 役員任期は1年間とする、ただし再任を妨げない。

補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 議

第10条 総会は、毎年1回開催とする。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第11条 総会は組織団体の会員の半数以上の出席をもって成立する。

第12条 総会に付議する事項は次のとおりである。

- 1 予算の決議及び決算の承認
- 2 規約の改正
- 3 その他、教育上の重要事項

第13条 緊急やむを得ない事情により総会を開くことができない場合には、理事会の決議をもってこれにかえることができる。この場合、次の総会に承認をうけることを要する。

第14条 理事会は原則として、毎月1回開催し、総会から委任された事項を審議決定する。

第15条 総会、役員会は、会長がこれを招集する。

## 第5章 会 計

第16条 この会の経費は組織団体負担金その他の収入による。

第17条 組織団体の負担金は毎年5月末までに本部事務局へ納める。

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

- 1 本会則は、昭和24年3月10日から実施する。
- 2 昭和25年12月11日会則一部改正
- 3 昭和26年11月9日会則一部改正
- 4 昭和39年5月11日会則一部改正
- 5 昭和42年5月15日会則一部改正
- 6 昭和51年5月31日会則一部改正
- 7 昭和57年4月26日会則一部改正
- 8 平成2年4月28日会則一部改正
- 9 平成3年4月30日会則一部改正
- 10 平成5年4月28日会則一部改正
- 11 平成9年4月25日会則一部改正
- 12 平成31年4月19日会則一部改正